

第7章

計画の実現に向けて

第7章 計画の実現に向けて

1. 計画の推進に当たって

本町の人口は、令和27（2045）年に5,506人まで減少すると推計されています。人口減少に対し、何も対策を講じなければ、労働力不足により企業活動が停滞する可能性があります。また、後継者不足によって地域を支える産業や企業が消滅し、働く場所がなくなった若者は都市部に流出することで、地域の活力が低下するおそれがあります。人口減少や少子高齢化は地域を縮小させ、生活、行政サービスや社会インフラの維持等が困難となり、悪循環が加速し、さらなる人口減少につながるものが想定されます。

住民が愛着をもって住み続けられ、また、本町に移住したいと思ってもらえるまちにするため、持続可能な都市づくりを実現させる必要があります。そのためには、行政の進める取組を住民や事業者の皆さんに理解していただくとともに、住民がまちづくりへ主体的に参画し、一緒に行うことで、まちづくりの施策の実現性と実効性を高めることができます。

このことから、本町では、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携と協働によるまちづくりを推進し、住民・事業者・行政、三方にとってメリットがある関係を目指します。

●住民の役割

本町が目指すまちづくりの理解を深めるとともに、住民自らがまちづくりの取組へ積極的に参画することが求められます。

●事業者の役割

本町が目指すまちづくりの理解を深めるとともに、住民や行政が進めるまちづくりに積極的に協力、又は参加することが求められます。

●行政の役割

本計画に掲げる事業及び関連計画との連携により、事業を着実に実行・推進するとともに、住民や事業者がまちづくりへ参画しやすい環境を整えます。

具体的には、まちづくりに関する情報の提供、町の取組に対する協力体制の構築、住民によるまちづくり活動の支援などを推進します。

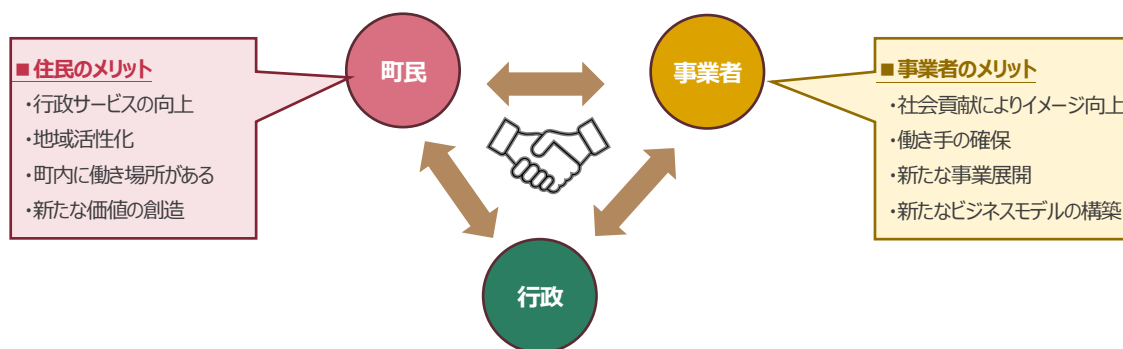


図 7-1 住民・事業者・行政の連携

2. 計画の進行管理

まちづくりは、中長期的な計画に基づき継続的に展開していくため、計画（Plan）・実践（Do）・点検・評価（Check）・改善対応（Action）からなる「PDCAサイクル」に基づく計画内容の進行管理を実施していきます。

計画の策定（Plan）

都市計画マスタープランの全体構想、地区別構想に基づき、個別事業や施策の検討、個別計画の策定を進めます。

計画の実践（Do）

個別事業や施策に取り組みます。また、個別計画に定めた事項についても、適宜取組を進めます。住民や事業者は、町の支援を受けながら、主体的にまちづくりに取り組みます。

計画の点検・評価（Check）

都市計画マスタープランに基づき実施された各種の取組について、おおむね5年ごとに実施状況を確認し、その進捗を評価します。この評価は、事業の継続、拡大、廃止など、計画の見直しの参考とします。

また、国や県の方針転換や社会経済情勢に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。なお、本計画の進捗管理は、目標年である令和27（2045）年の中間年となる、令和18（2036）年を目途に計画全体の中間見直しを行います。

計画の改善対応（Action）

評価を踏まえながら、社会情勢や都市構造の変化、上位計画等との整合に配慮し、住民のニーズに合った計画となるよう、必要に応じて都市計画マスタープランを見直します。

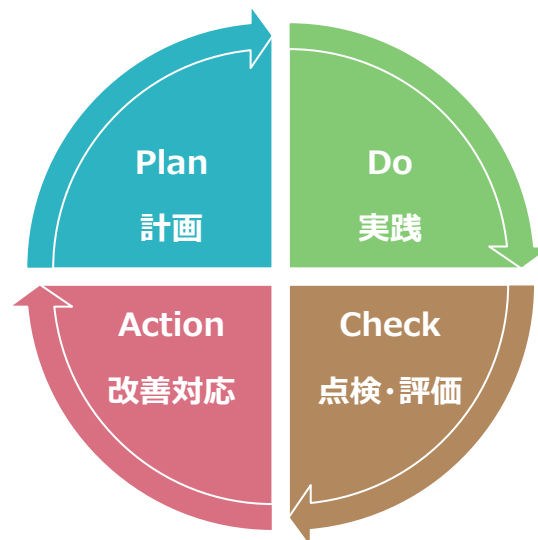


図 7-2 PDCA サイクル

